

2021年1月18日

認証サロン運営事業者及び登録事業者各位
エステティックサロン運営事業者各位

政府発表「緊急事態宣言」発出に対するご協力のお願い

特定非営利活動法人
日本エステティック機構
理事長 福士 政広

平素より当機構の認証活動に格別なるご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

サロン認証事業者を始めとした多くのエステティックサロンを運営されている事業者の皆様には「エステティックサロンにおける新型コロナウイルス対応ガイドライン」の実施にご協力をいただいておりますことを衷心より感謝申し上げます。

今般、2021年1月7日付にて新型コロナウイルス感染拡大の防止を目的に、政府から「改正新型コロナウイルス感染症等特別措置法」に基づき一都三県に続き1月13日に新たに7府県を加え11都府県に対して「緊急事態宣言」が発出されました。今後も発出される自治体が増える可能性もあり予断を許さない状況となっております。1月12日付にて「1都3県を対象とした政府発表「緊急事態宣言」再発出に対するご協力のお願い」を発表させていただきましたが改めて本文書にて対象都道府県の事業者の皆様以下お願い申し上げる次第でございます。

「緊急事態宣言」に基づく都道府県知事による要請や指示は法的拘束力を持たないものの、「緊急事態宣言」の主旨からこの要請や指示に対して可能な限り協力をすべきものであると考えます。

つきましては、「緊急事態宣言」の対象の都道府県にて営業されるエステティックサロン事業者の皆様におきましては、「緊急事態宣言」の主旨をよくご理解をいただいた上で、都道府県から発せられる要請や指示にご協力をいただきたくお願い申し上げます。

なお、内閣官房が取り纏める業種ごとの感染拡大予防ガイドライン一覧では、エステティックは生活必需サービスに位置づけられており、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日付・令和3年1月7日変更、以下「方針」）においても、理美容業と同様にエステティック業は「生活必需サービス」に位置付けられ「緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者」（「方針」35ページ）とされているものと考えられます。

しかしながら、一方で、「三 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項」「(3) まん延防止」では

「1）外出の自粛（後述する「4）職場への出勤等」を除く）

特定都道府県は、法第45条第1項に基づき、不要不急の外出・移動の自粛について協力の要請を行うものとする。特に、20時以降の不要不急の外出自粛について、住民に徹底する。」

（「方針」14ページ）となっております。

つきましては、エステティックサロン運営されている事業者各位におかれましては、上記ガイドラインを厳守し営業の継続をいただく一方で、20時以降の営業の自粛についてもご検討をいただきますようお願い申し上げます。

まずは政府に協力いただき新型コロナウイルスの感染拡大を止めることが皆様の事業の将来的な発展へ繋がると存じますので、重ねて関係各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

以上